

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (加註日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
マダガスカル	第二次小学校建設計画のための贈与に関する日本国政府とマダガスカル共和国政府との間の交換公文	第二次小学校建設計画を実施するために必要な校舎の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1.の施設の維持・管理指導及び啓もう活動に必要な役務の供与 第二次南西部地下水開発計画を実施するために必要な 1. 給水施設の建設及び改修に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.の施設の維持・管理及び衛生指導並びに啓もう活動に必要な役務の供与	897,000千円 H17.3.31まで	H16.6.28 アンタナナリボで (同日)	日本側 吉原修在マダガスカル大使 マダガスカル側 マルセル・ランジエヴァ外務大臣	H17.5.24 295号
マダガスカル	第二次南西部地下水開発計画のための贈与に関する日本国政府とマダガスカル共和国政府との間の交換公文	第二次南西部地下水開発計画のための贈与に関する日本国政府とマダガスカル共和国政府との間の交換公文	651,000千円 H17.3.31まで	H16.6.28 アンタナナリボで (同日)	日本側 吉原修在マダガスカル大使 マダガスカル側 マルセル・ランジエヴァ外務大臣	H17.5.24 296号
マダガスカル	食糧援助に関する日本国政府とマダガスカル共和国政府との間の交換公文	食糧援助に関する日本国政府とマダガスカル共和国政府との間の交換公文	200,000千円 H17.3.31まで	H16.9.14 アンタナナリボで (同日)	日本側 吉原修在マダガスカル大使 マダガスカル側 マルセル・ランジエヴァ外務大臣	H17.3.30 163号
マダガスカル	食糧増産援助に関する日本国政府とマダガスカル共和国政府との間の交換公文	食糧生産の増大に寄与するための農産物資並びにその輸送及び調達に必要な役務の供与	300,000千円 H17.3.31まで	H17.3.8 アンタナナリボで (同日)	日本側 吉原修在マダガスカル大使 マダガスカル側 マルセル・ランジエヴァ外務大臣	H17.6.23 480号
マダガスカル	第二次小学校建設計画のための贈与に関する日本国政府とマダガスカル共和国政府との間の交換公文	第二次小学校建設計画を実施するために必要な 1. 校舎の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1.の施設の運営及び維持・管理指導並びに啓もう活動に必要な役務の供与	928,000千円 H18.3.31まで	H17.8.1 アンタナナリボで (同日)	日本側 吉原修在マダガスカル大使 マダガスカル側 マルセル・ランジエヴァ外務大臣	H17.8.30 868号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月△日をHO△△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。